



ひとり親家庭のために

- 👤 手当・助成
- 🏠 住まいに関する支援
- 👥 生活に関する支援

👤 手当の支給(所得制限あり)

問 区役所民生子ども課、支所区民福祉課

離婚、未婚、死亡等のため父又は母と生計を同じくしていない(父又は母が一定の障害の状態にある場合を含む)18歳に達した年度末までの児童を養育・監護している場合に支給されます。

対象 父又は母もしくは両親のない18歳以下の児童を養育・監護している方

児童扶養手当	児童1人目は月額11,010円～46,690円(児童2人目以降は月額5,520円～11,030円) ※年金額が手当額より低い場合は、差額分の手当が支給されます。
名古屋市ひとり親家庭手当	児童1人につき月額3,000円～9,000円 ※支給開始月から3年間支給。ただし離婚など、要件該当から7年経過した場合、支給されません。
愛知県遺児手当	児童1人につき月額2,175円～4,350円 ※支給開始月から5年間支給 ※年金を受給されている方には支給されません。

👤 ひとり親家庭等医療費助成(所得制限あり)

問 区役所保険年金課、支所区民福祉課

18歳に達した年度末までの児童を扶養しているひとり親家庭の母(父)とその児童又は両親のない児童を対象に医療費の助成を行っています。病院などの窓口で「**親**医療証」をマイナ保険証等と一緒にお願いします。

対象 18歳に達した年度末までの児童を扶養しているひとり親家庭の母(父)とその児童又は両親のない児童



名古屋市公式
ウェブサイト

🏠 福祉向市営住宅の入居募集(所得制限あり)

問 区役所民生子ども課、支所区民福祉課

住宅に困窮している20歳未満の子があるひとり親家庭の方が対象です。同一住宅に申込者が複数の場合は、抽選となります。募集時期は6月と11月です。募集期間は「広報なごや」、「名古屋市公式ウェブサイト」に掲載します。



名古屋市公式
ウェブサイト

対象 住宅に困窮している20歳未満の子があるひとり親家庭の方

費用 所得月額に応じて敷金・家賃の10%～30%を減額

👤 ひとり親家庭等生活支援事業

問 区役所民生子ども課、支所区民福祉課

ひとり親家庭のお母さんもしくはお父さんが病気などで日常生活に支障がある場合、サービスを提供します。

サービスの種類 ① ご自宅ヘルパーを派遣し、家事等のお世話をします。

② 市の指定する施設で児童を預かります。

対象 20歳未満の児童があるひとり親家庭の方又は寡婦の方、寡夫の方、離婚前の方等で日常的な援助が必要な方

費用 世帯の前年所得に応じ1時間あたり0～300円(児童の預かりは1時間あたり0～150円)

ひとり親家庭の支援制度について詳しく知りたい方は、区役所民生子ども課及び支所区民福祉課などで配布している「ひとり親家庭等サポートブック」をご覧ください。

🏠 母子生活支援施設

問 区役所民生子ども課、支所区民福祉課

保護を必要とする母子が入所し、自立に向けての生活支援等を受ける施設があります。離婚成立前でも利用が可能ですのでご相談ください。

対象 保護が必要な母子(18歳未満の子どもとその母)

費用 世帯の所得により1ヶ月あたり0～57,300円

👤 ひとり親家庭の就業・自立支援

問 ジョイナス.ナゴヤ ☎052-252-8824

ひとり親家庭の方を対象に、職業紹介や就業相談、心理カウンセリング等を行うジョイナス.ナゴヤを開設しています。また、パソコンや簿記など就職に有利な知識を身に付ける講習会も開催しています。(募集するつど「広報なごや」等でお知らせします。)

対象 ひとり親家庭の母、父又は寡婦の方(一部離婚調停中、裁判中などの方も対象)

費用 無料(一部の講習会でテキスト代など実費負担あり)

👤 母子父子寡婦福祉資金貸付金 名古屋市寡夫福祉資金貸付金

問 区役所民生子ども課、支所区民福祉課

母子家庭の母、父子家庭の父および児童などを対象に修学、技能習得、就職支度、住宅などの資金の貸付を行っています。

対象 母子家庭の母、父子家庭の父および児童、両親のない児童又は寡婦の方、寡夫の方